

訪問看護・介護予防訪問看護

重要事項説明書

_____年 月 日

_____様

医療法人社団京健会
訪問看護ステーションさいきょう

2024-6

医療法人社団京健会
訪問看護ステーションさいきょう

本事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定事業者番号 京都市 第2660790409号)

重要事項説明書

本事業所はご契約者に対して訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明
します。

※本事業所のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方
対象となります。

目次

- 1.法人の概要
- 2.事業所の概要
- 3.職員体制
- 4.通常の事業の実施地域
- 5.営業日及び営業時間等
- 6.サービスの概要
- 7.苦情等申立窓口
- 8.緊急時等及び事故発生時における対応方法
- 9.利用料について
- 10.高齢者虐待防止について
- 11.ハラスメントについて
- 12.身体拘束原則禁止について
- 13.衛生管理等について
- 14.事業継続計画の策定について

ご利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令40号5条に基づいて、事業所の概要をご利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 法人の概要

事業者の名称	医療法人社団京健会
主たる事務所の所在地	京都市右京区西院北矢掛町 39 番地 1
法人種別	医療法人
代表者の氏名	松井 亮好
電話番号	075-313-0721

2. 事業所の概要

事業所の名称	医療法人社団京健会 訪問看護ステーションさいきょう
事業所の所在地	京都市右京区西院北矢掛町 39 番地 1
管理者氏名	新井 妙子
電話番号	075-313-0722

3. 職員体制

従業者の職種	人数	職務の内容
管理者（看護師）	1名	従業者の管理、事業の調整、訪問看護の提供等
看護師	3名以上	看護計画及び報告書の作成、訪問看護の提供等
事務職員	1名以上	事業に係る事務等

4. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	当事業所から 3.5km 以内の京都市右京区、西京区、中京区、下京区とする。その他の地域は、相談に応じることとする。 (概ね、北方面：一条通まで、西方面：物集女街道まで、南方面：八条通まで)
------------	--

5. 営業日及び営業時間等

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時（土曜日は 12 時 30 分まで）
営業しない日	土曜日午後・日曜日・祝日・12月31日から1月3日

※) 緊急時には、上記時間帯以外の時間でもサービスを実施することができます。
詳細はご相談ください。

6. サービスの概要

サービスの種別	内 容
サービス計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じ具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します
サービスの提供	訪問看護の指示を行った主治医の意見、利用者の希望・心身の状況等を踏まえながら、療養上の目標を達成するため、具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう適切に行います

7. 苦情等申立窓口

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、下記までお気軽にご相談下さい。責任を持って調査、改善をさせていただきます。

サービスに関する相談や苦情については、以下の窓口で対応します。

(1) 医療法人社団京健会 訪問看護ステーションさいきょう

担当者： 管理者 新井 妙子

電話： 075-313-0722 FAX: 075-313-1100

受付時間： 平日 9:00～17:00、土曜日 9:00～12:00

(2) 公的機関

京都市 右京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話（代表）：075-861-1101 電話（直通）：075-861-1430
京都市 中京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話（代表）：075-812-0061 電話（直通）：075-812-2566
京都市 西京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話（代表）：075-381-7121 電話（直通）：075-381-7638
京都市 下京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話（代表）：075-371-7101 電話（直通）：075-371-7228
京都市 南区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話（代表）：075-681-3111 電話（直通）：075-681-3296
京都市 北区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話（代表）：075-432-1181 電話（直通）：075-432-1366
京都市 上京区所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話（代表）：075-441-0111 電話（直通）：075-441-5107
京都市 東山区所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話（代表）：075-561-1191 電話（直通）：075-561-9187
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話（代表）：075-354-9090

また、苦情処理体制・手順につきましては、【別添資料3】をご参照下さい。

8. 緊急時等及び事故発生時における対応方法

- (1) サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとします。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、京都市その他市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

9. 利用料について

- (1) 利用料金は、介護保険法に基づく要介護度によって利用料が異なります。厚生労働大臣が定める基準とし、介護給付費の1割、2割又は3割の額とその他の費用を足し合わせた額となります。

① 訪問看護・予防訪問看護に関する料金 【別添資料1】

② 交通費

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5km未満	300円
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5km～10km	500円
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10km以上、5kmまで毎	500円加算

- (2) 支払方法

毎月15日前後に前月分の請求書を発行します。現金、または銀行振込みでお支払いの方は、月末までにお支払い下さい。お支払い方法は契約時にご相談ください。

10. 高齢者虐待防止について

事業者は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

11. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（・叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）

12. 身体拘束等の原則禁止について

事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します

13. 衛生管理等について

看護師等の衛生状態の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めます。感染症の発生や蔓延予防のために、措置を行います。

14. 事務継続計画の策定について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるものとします。また、必要な訓練を定期的実施するものとします。

【別添資料 1】 地区区分：京都市は1単位=10.70円で計算します。

介護予防訪問看護（要支援1～2） 看護師

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/> 20分未満	303単位	325円	649円	973円
<input type="checkbox"/> 30分未満	451単位	483円	965円	1,448円
<input type="checkbox"/> 30分～1時間	794単位	850円	1,699円	2,549円
<input type="checkbox"/> 1時間から1時間30分	1090単位	1,167円	2,333円	3,499円

訪問看護（要介護1～5） 看護師

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/> 20分未満	314単位	336円	672円	1,008円
<input type="checkbox"/> 30分未満	471単位	504円	1,008円	1,512円
<input type="checkbox"/> 30分～1時間	823単位	881円	1,762円	2,642円
<input type="checkbox"/> 1時間から1時間30分	1128単位	1,207円	2,414円	3,621円

加算

	単位	1割負担	2割負担	3割負担	
<input type="checkbox"/> 複数名訪問看護 実施加算Ⅰ (30分未満) (30分以上1時間未満)	254単位	272円	544円	816円	同時に複数の看護師が1人の利用者に対して訪問看護を行ったとき
	402単位	431円	861円	1,291円	
<input type="checkbox"/> 長時間訪問 看護加算 (1時間30分以上)	300単位	321円	642円	963円	特別管理加算の対象者に対して1回の時間が1時間30分を超える場合

(月1回)

	単位	1割負担	2割負担	3割負担	
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問 看護加算	600単位	642円	1,284円	1,926円	契約者の同意を得て、契約者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡・訪問体制をとり、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合
<input type="checkbox"/> 特別管理加算(Ⅰ)	500単位	535円	1,070円	1,605円	厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な管理を必要とする方
<input type="checkbox"/> 特別管理加(Ⅱ)	250単位	268円	535円	803円	厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な管理を必要とする方

	単位	1割負担	2割負担	3割負担	
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算	2,500 単位	2,675 円	5,350 円	8,025 円	亡くなられた利用者に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上にターミナルケアを行った場合
<input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応サービス（連携型）訪問看護料					指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行った場合（1月につき） ・月途中からの利用開始や、月途中での利用中止の場合、日割り額を乗じた利用料となります。 ・月途中で入院された場合は、入院の期間に関わらず月額単位となります。ただし、2か月以上の入院となる場合は、退院月が日割り単位になります。
要介護1～要介護4	2,961 単位	3,169 円	6,337 円	9,505 円	
要介護5	3,761 単位	4,025 円	8,049 円	12,073 円	
<input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算	50 単位	54 円	107 円	161 円	歯科専門職と連携し口腔衛生状態や口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関やケアマネジャーへ情報提供をした場合

(その他)

	単位	1割負担	2割負担	3割負担	
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	600 単位	642 円	1,284 円	1,926 円	病院、診療所又介護老人施設に入院・入所中の方に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合
<input type="checkbox"/> 初回加算(I)	350 単位	375 円	749 円	1,124 円	退院・退所当日に訪問看護を実施した場合
<input type="checkbox"/> 初回加算(II)	300 単位	321 円	642 円	963 円	新規に訪問看護計画書を作成した方に対して、訪問看護を提供した場合

基本料金に対して早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります

エンゼルケア料（死後の処置）10,000円

※病状によっては、医療保険での対応となることもあります。詳しくはスタッフまでお尋ねください。

【別添資料2】

当事業所における利用者様の個人情報の利用目的

1. 事業所内での利用

- ①利用者様に提供する事業所内サービス
- ②介護保険事務
- ③利用開始、終了等の管理
- ④会計・経理
- ⑤介護事故等の報告
- ⑥当該利用者様への事業所内サービスの向上
- ⑦その他、利用者様に係る管理運營業務

2. 事業所外への情報提供としての利用

- ①他の介護保険サービス事業者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院等との連携
- ②他の介護保険サービス事業者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院等からの照会への回答
- ③ご家族等への心身の状況説明
- ④保険者への利用者利用に係る状況の報告
- ⑤審査支払機関への給付費明細書の提出
- ⑥審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ⑦損害賠償保険等の係る保険会社等への相談又は届出等

2. その他の利用

- ①介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
- ②当事業所内において行なわれる看護（介護）学生の実習への協力
- ③学会・研究会等での事例研究発表等

1. 上記のうち、他の介護保険サービス事業者等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。
2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をする事が出来ます。

【別添資料3】

当事業所における苦情の受付やご相談

苦情処理の体制及び手順

利用者様のサービスに関する苦情やご相談は、専用窓口及び職員が、その都度対応する事となっております。

- ・ 受付窓口担当 : 訪問看護ステーション管理者
- ・ 連絡先電話番号 : 075-313-0722

担当者不在の場合は、職員が対応し、速やかに担当者に引継ぎを行い対応にあたります。

- ① 苦情などがあった場合は、直ちに利用者様と連絡をとり事情を聞かせて頂き、内容の把握に努めます。
- ② その場で対応できる内容であっても、必ず管理者に連絡し処理内容を決定し、利用者様に伝達します。
- ③ 上記によっても苦情処理が行えない場合につきましては、事業所会議で検討します。
また、必要に応じて顧問弁護士等に相談し決定します。
- ④ 利用者様に対してのサービス提供によりまして、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償について検討します。
- ⑤ 苦情の内容によっては、行政窓口を紹介します。

指定訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供開始に際し、本書面を交付の上、重要事項の説明を行いました。

（事業者）

住 所 京都市右京区西院北矢掛町 39 番地 1
事業者名 医療法人社団京健会
代表者 理事長 松 井 亮 好

（事業所）

住 所 京都市右京区西院北矢掛町 3 9 番地 1
事業所名 医療法人社団京健会 訪問看護ステーションさいきょう
管理者 新 井 妙 子
介護保険指定番号 2 6 6 0 7 9 0 4 0 9

説 明 者 _____

私及び家族等は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明及び交付を受け、指定訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供並びに個人情報の取り扱いについて同意しました。

_____年 月 日

（利用者・契約者）

住 所 _____

氏 名 _____

（署名代行者）

私は、下記の理由により、契約者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住 所 _____

氏 名 _____

署名を代行した理由（ 本人が署名できないため ・ その他： _____ ）

（家族・身元引受人または成年後見人）

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

同 意 書

緊急時の対応が必要な方は、別に緊急時の契約
(別途料金) をさせていただきます。

1ヶ月 642円 (1割負担の方)

1ヶ月 1,284円 (2割負担の方)

1ヶ月 1,926円 (3割負担の方)

※ 24時間 連絡がとれ、緊急時にはいつでも
電話相談や訪問看護が受けられます。

(事業者)

住 所 京都市右京区西院北矢掛町 39 番地 1
事業者名 医療法人社団京健会
代表者 理事長 松 井 亮 好

(事業所)

住 所 京都市右京区西院北矢掛町 39 番地 1
事業所名 医療法人社団京健会 訪問看護ステーションさいきょう
管理者 新 井 妙 子

年 月 日

◆ 上記 緊急時の契約に同意いたします。

利用者 _____

代理人 _____ 利用者との続柄 ()